

ほとんどの事業者に関係します!!

消費税

経理や実務の何が変わるの？

免税事業者が取引先から、仕入を敬遠される可能性があるの？

導入までにおこなうべきでないことは？

インボイス

制度講習会

令和3年

11月22日月

講習会 14:00~15:30
個別相談会 15:30~16:00

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

インボイス制度下では、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、売手から交付された適格請求書(インボイス)の保存が必要になります。

適格請求書を発行できる「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。



そこで、本講習会ではインボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、別途、個人相談会を実施いたします。

新型コロナウイルス感染症予防について

ご出席の際は、マスク着用をお願い致します。また、当日に体調がすぐれない場合は出席を見合わせて下さい。

※感染症の状況により相談会を延期する場合があります。

主催 庄川町商工会 共催 庄川町青色申告会

【講師】 中嶋昭夫税理士事務所
税理士 中嶋 昭夫 氏

【場所】 庄川町商工会館

【参加料】 無料

【申込締切日】 11月11日(木)

内 容

- ★適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)とは
- ★売手の留意点(適格請求書発行事業者の義務)
- ★買手の留意点(仕入税額控除の要件)
- ★税額計算の方法等

庄川町商工会行

FAX: 82-5341

「消費税インボイス制度講習会」参加申込書

※下記にご記入の上、Faxして下さい。

どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください	<input type="checkbox"/> 講習会のみ	<input type="checkbox"/> 講習会・個別相談
事業所名	電話番号	
受講者名	/	/

庄川町商工会

TEL 82-1155 FAX 82-5341
E-mail: shogawa@shokoren-toyama.or.jp